

一般社団法人つながり探究所  
コンプライアンス規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人つながり探究所（以下「この法人」という。）の倫理規程に則り、この法人のコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス この法人又は役職員がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。

(2) 役職員 この法人の役員・職員をいう。

(役職員の責務)

第 3 条 役職員は、この法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 役職員は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 役職員は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第 4 条 この法人において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 役職員等は、次に掲げることをしてはならない

- (1) 自ら法令等に違反する行為をすること
- (2) 他の職員等に対し、法令等に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4) 他の職員等の法令等に違反する行為を黙認すること
- (5) 反社会的勢力との関係を持つこと、また、取引行為をおこなうこと
- (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為をすること

- (7) 汚職や収賄等の行為
- (8) 業務上知り得た秘密情報の漏洩行為

(免責の制限)

第 7 条 役職員は、次に掲げることを理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) この法人の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス研修会)

第 8 条 この法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を実施する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

2 研修会の受講を命令された役職員等は、必ず受講しなければならない。

(コンプライアンス推進体制)

第 9 条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、この法人全体を統括し、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、代表をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンスの推進について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、代表が指名する理事をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という）は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、代表が指名する理事をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第 10 条 この法人におけるコンプライアンスを推進するため、この法人倫理規程第 11 条に基づき、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の詳細)

第 11 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討

- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
  - (5) 第3号の原因究明に向けた分析及び検討結果並びに第4号処分及び再発防止策の公表
  - (6) その他
- 2 委員会は、最高管理責任者を委員長とし、統括管理責任者、推進責任者、外部の有識者、その他委員長が必要と認めた者により組織する。
  - 3 委員会は、委員長の招集により、必要に応じて開催する。
  - 4 委員会の事務局は、この法人の事務局に置く。

(内部及び外部通報受付窓口の設置)

第12条 当団体は、コンプライアンス違反行為またはその恐れがある場合（以下、「コンプライアンス違反行為等」という）の通報（以下、「内部通報」という）に備えて、当団体の内と外に内部通報受付窓口を設置する。

2. 当団体内の内部通報受付窓口は、事務局とする。
3. 当団体外の内部通報受付窓口は、JANPIA(2024年度休眠預金活用事業に限る)とする。

(対応)

第13条 最高管理責任者は、コンプライアンス委員会を招集して、報告を受けたコンプライアンス違反行為等を報告し、以後の対応についてコンプライアンス委員会に委ねる。

2. コンプライアンス委員会は、相談または通報を受けたコンプライアンス違反行為等についてその事実関係を調査し、対応をする。
3. コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する部門のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

(報告)

第14条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為等につき、随時、社員総会に報告をするものとする。

(処分)

第15条 コンプライアンス委員会は、調査の結果、コンプライアンスに違反、或いは相当する行為であることが明らかになった場合、その内容を推進責任者に報告をする。

2. 推進責任者は、その内容を統括管理責任者に報告する。
3. 統括管理責任者は、その内容がこの法人の規程や規則等に基づき処分が相当であると判断した場合は、代表理事の決裁を経て、処分する。尚、違反行為者が役員の場合は、代表理事は速やかに社員総会を招集して処分を社員総会に委ねるものとする。

(是正措置)

第16条 コンプライアンス委員会は、是正措置及び再発防止策等を講じる必要がある場合は、代表理事に対して是正措置を講じることを指示する。

2. 代表理事は、関係部門長に対して是正措置命令を出す。

3. 是正措置命令を受けた関係部門長は、速やかに必要な対策、措置等を講じ、その実施内容と計画を記載した報告書を、統括管理責任者に提出する。

4. 統括管理責任者は、内容と計画に沿って是正措置が実施される経過を観察し、必要に応じて指導をする。

5. 関係部門長は、計画に沿った実施状況報告書を統括管理責任者に提出する。

6. 統括管理責任者は、報告書の内容を検討して、コンプライアンス委員会に報告する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

この規程は、2024年7月31日に制定する。(2024年7月31日社員総会議決)

この規程は、2024年8月1日から施行する。